

〈会津若松市オープンデータ推進に関する基本方針〉

平成 28 年 1 月 25 日 決裁

1. 策定の背景・趣旨

国内全体で急速な高齢化と人口減少が進むなか、自治体の税収は減少傾向にあるにもかかわらず、公的サービスに対する住民のニーズは拡大・細分化し続けている。しかしながら、自治体の財源や人員には限りがあるため、現実的には全てのニーズについて自治体側だけで対応することは難しい。

そのような中で世界に目を向けると、「オープンガバメント」「オープンデータ」の普及とともに「シビックテック」の概念が台頭し、政府や自治体に頼らず住民自らの手によって必要なものを作り出すという気運が高まっている。

本市ではこのような状況を踏まえ、オープンデータの推進による市政の透明性の向上や経済活性化、また市民や地域コミュニティと一体となって地域課題の解決に取り組む「新しい公共」を推進し、「スマートシティ会津若松」の実現に寄与することを目的として、オープンデータの推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. オープンデータ推進の目的・基本原則

オープンデータ推進にあたり、本市が定める目的及び推進にあたっての基本原則を次のとおり定めるものとする。

(1) オープンデータ推進の目的

① 住民サービスの向上

行政機関が業務で作成しているデータは市民の共有財産として活用されるべきであり、オープンデータ化により市民一人ひとりがデータ活用の恩恵を享受するための社会基盤を整える。

② 市政の透明性・信頼性の向上

本市が保有するデータを公開することで、行政の透明性・信頼性の向上を図る。過去のデータ、Web上で公開しなかった基礎データも可能な限り公開し、本市の取り組みが経年で見える化できるように努める。

③ 市民協働の促進と地域課題の解決

市民や任意団体、NPOや企業などと公的データを共有することで、市民協働をさらに促進するとともに、多種多様な地域課題の解決を図る。

④ 経済の活性化

様々な分野において、公開されたデータの分析・可視化など付加価値を生み出すビジネスやサービスが創出される下地を整え、地域経済の活性化を促す。

(2) 推進にあたっての基本原則

① 本市のデータ公開に関する考え方

市の保有する公的データを積極的に公開する。ただし、以下の情報は公開を行わない。

(ア) 個人情報（個人情報保護法における「匿名加工情報」を除く。）

(イ) 公開によって、特定の個人または団体が不当に不利益を被ると考えられる情報

(ウ) その他、情報公開制度における「不開示情報」にあたる情報

② 機械判読に適したデータ形式での公開

アプリ・サービスへの取り込みやデータ分析が容易に行えるよう、CSV等の機械判読に適したデータ形式で公開する。ただし原則④から外れない範囲での適用とする。

③ 地域に関するデータの積極的な公開

公共交通に関するデータや商店のデータなど、市民生活に密接に関わるデータは、本市非保有のものでも積極的に公開するようデータ保有元に働きかけるものとする。

④ データの作成・更新に係る職員作業負荷の軽減

職員の作業負荷が可能な限り少なくなる方法を選択する。例えば紙などの非デジタルデータは逐一入力してデータを作成するのではなく、スキャン等の方法を採用することとする。

⑤ データの活用についての制限の禁止

公開されたデータは市民の共有財産であり、それらデータの活用にあたっては原則として本市からの制限は設けない。

⑥ データの二次利用による損害の免責

公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、本市はその責を一切負わない旨を明示する。

3. オープンデータの公開・運用基準および推進・管理体制

本市の情報を積極的に公開・運用し、適切な管理のもと取組を推進していくための基準と体制を次のとおり定めるものとする。

(1) オープンデータの公開・運用に関する基準の策定

本市の情報をオープンデータとして公開し運用を行っていくため「会津若松市オープンデータ公開・運用基準」を策定するものとする。

(2) 推進・管理体制

オープンデータの推進及び管理は、会津若松市情報化推進本部の下で全庁的な体制によって推進する。また、庁内外への普及や活用方法を検討する場として、副市長（CIO）をトップとする情報化統括推進委員会（CIOチーム）内にオープンデータ推進検討チームを設置し、調査・研究を行うものとする。

4. 方針の見直し

会津若松市情報化推進本部は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向をふまえ、必要があると認めた場合、本方針の見直しを行うものとする。

用語解説

(1) オープンガバメント

インターネット等を活用し、行政を住民に開かれたものにしていくための取り組みや考え方

(2) オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ

(3) シビックテック

行政に依存するのではなく、住民自身の手でプログラミングやIT資源などのテクノロジーを活用して、自身の住む地域やコミュニティを良くしていこうとする活動